第 5566 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年10月 6日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 使用人兼務役員に対する歩合給

Q：部長を使用人兼務役員にしようと思っています。これまでどおり、固定給のほかに歩合給を支給しようと思いますが、損金に算入できますでしょうか？

A：不相当に高額でなければ損金に算入することができます。

【解説】

役員に支給する給与のうち次のものは、定期同額給与として損金の額に算入されます。

①その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの

②給与改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

すなわち、定期同額給与は、定期給与のうちその事業年度の支給額が同額である給与をいいますから、たとえ一定の算定基準に基づいて、規則的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しないこととなります。

したがって、各月の支給額が異なることとなる歩合給等は、法人税法に規定する利益連動給与のうち一定の要件を満たすものに該当するものを除き、損金の額に算入されません。

ただし、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与について歩合制を採用している場合には、不相当に高額なものに該当しない限り、原則として、損金の額に算入されることになります。